

1学年 保護者様

「奨学のための給付金（新入生への一部早期給付制度）」について

「奨学のための給付金」は、授業料以外の教育費の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者等の口座に振り込まれる制度です。

通常は7月頃から受付を開始し、12月以降に年額一括で給付されますが、新入生のうち希望される方は、年額の4分の1のみ前倒しで受給することができます。

注 残り4分の3を受給するには、7月にもう一度申請を行う必要があります。7月の申請は審査対象の課税年度が変わるため、今回認定となった方でも2回目は不認定となる場合があります。

対象は4/1時点で都内に住所を有し、①又は②に該当する世帯です。

（所得制限があります。また、生徒が就学支援金の受給資格を持つことが必要です。）

①生活保護受給世帯

②保護者等全員の令和7年度住民税所得割額の合計が182,500円未満である世帯

➡昨年[※]に市区町村から届いた「令和7年度住民税納税通知書」等でご確認ください。

（保護者の非自発的失職等による経済的理由から収入が激減した場合も含まれます）

※ 支給金額等の詳細は本紙と同時に配布するリーフレットを御確認ください。

【手続方法】

「オンライン申請システムでの申請」と「学校への書類提出」の両方が必要です。

※①と②はどちらが先でも構いません。

① 「オンライン申請システム」で受給申請をする。→次のページをご覧ください。

② 市区役所等で必要書類を取得する。→次のページをご覧ください。

※ 支払金口座振替依頼書の様式は、小平西高校の経営企画室窓口か学校ホームページ（経営企画室から）で入手できます。

③ 経営企画室窓口へ、期日までに申請書類を提出する。

【オンライン申請 校内期限】6月30日（火）

【書類提出 校内期限】7月7日（火）経営企画室窓口まで

【問合せ先】東京都立小平西高等学校

経営企画室（担当：須ヶ間）

TEL：042-345-1411

MAIL：S1000184@section.metro.tokyo.jp

「奨学のための給付金(早期給付)」提出書類一覧

<申請者全員が必要な書類・申請>

①	オンラインでの申請（次のページをご覧ください）
①	支払金口座振替依頼書（経営企画室窓口又は小平西高校ホームページで入手できます。）
②	通帳等の写し ※振込先の金融機関名・支店コード・口座番号・口座名義人が確認できるページ

<生活保護（生業扶助）受給世帯の方が提出する証明書>

③	<p>生活保護受給証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生業扶助受給」の記載があるものを提出してください。 ・「令和8年4月1日以降発行」で、保護者に係る受給開始日が「令和8年4月1日以前」であること。
---	---

<住民税所得割の合計額が182,500円未満の世帯の方が提出する証明書>

④	税額確認書類	いずれかを保護者全員分
		・令和7年度住民税（非）課税証明書
		・令和7年度特別徴収徴収税額通知書（勤務先以外からの収入がない場合）
		・令和7年度住民税納税通知書
⑤	<p>住民票の写し（コピーは使えません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「令和8年4月1日以降発行」で、保護者に係る住民となった日が「令和8年4月1日以前」であること ・「生徒本人の本籍」と「保護者の住所」両方が漏れなく記載されているものをご提出ください。 	

※家計急変による申請は申請書類が異なりますので、個別にご相談ください。

【オンライン申請の手順】

以下のQRコード又はURLからオンライン申請システムにアクセスしてください。

<https://schfeentry.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp>



東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

ホーム 利用ガイド

1 ログイン

都立高等学校オ
都立高等学校オンライン申請受付システムは、都立高等学校に

こちらは、各種支援制
ログ
すでにユーザIDをお持ち
マイペー
IDをお持ちでない方は
をクリックして、こ

「ログイン」ボタンから進んでください

！注意！
下の「申請用ユーザの登録」ではありません。
ユーザID等がわからない方は「IDがわからず
ログインできない場合」の紙をご覧ください。

申請用ユーザの登録



1 給付金制

下記申請の実施はこちらのページから進

1. 東京都立高等学校等給付型奨学金
2. 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金

1. 東京都立高等学校等給付型奨学金

<制度の概要>
本制度は申請者の経済状況にかかわらず、主観が希望する進路に所
属受給世帯又は都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税
※本給付金制度は生活や保護者が原則として直接金銭を受け取るもの
※家計調査世帯の申請をご希望の場合は、事前にお通りの学校の経
<申請の留意>
以下のリンクから必要な申請の登録を行ってください。
> 給付型奨学金(別制度)を申請する方はこちら
> 給付型奨学金(家計調査)を申請する方はこちら

2. 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金

<制度の概要>
東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業として、高等学校等(東京都立産業技術高等専門学校及び私立の高等学校等を除く。)に通う高校生が安心して教育を受けられ
るよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生がいる生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が課税世帯を対象に支援を行います。
※家計調査世帯の申請をご希望の場合は、事前にお通りの学校の経費調査事業にお問合わせの上、奨学のための給付金(家計調査)の申請を登録してください。
<申請の留意>
以下のリンクから必要な申請の登録を行ってください。
> 奨学のための給付金を申請する方はこちら
> 奨学のための給付金(家計調査)を申請する方はこちら

「給付金制度」を選択

！注意！
「就学支援金」「給付型奨学金」でなく「奨学のための給
付金」を申請してください。
同じページの上方に「給付型奨学金(別制度)」の申請リ
ンクがあり、大変間違えやすいです。ご注意ください。

「奨学のための給付金を申請する方はこちら」を選択

⇒ 以降、画面に従い申請を進めてください。

